

審査基準・標準処理期間

所属名	農林水産部 森の保全推進課 保全指導・保安林係 農林水産部 林業振興課 森林政策・流通係
内線番号	5021 5001

No.	項目	内容
①	処分名	取水の許可
②	法令名	京都府森林水源地域の保全等に関する条例
③	法令番号	平成30年京都府条例第22号
④	根拠条項	第10条第1項、第2項、第3項、第4項
⑤	処分権者	京都府知事
⑥	法令の定め	<p>第10条 重点森林水源保全地区において揚水機等の取水するための設備(以下「取水設備」という。)であって吐出口の断面積(吐出口が2以上あるときは、その断面積の合計。以下同じ。)が19平方センチメートルを超えるものにより取水する方法その他規則で定める方法で取水しようとする者(以下「取水予定者」という。)は、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 取水予定者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</p> <p>(2) 取水設備の設置の場所</p> <p>(3) 取水設備のストレーナーの位置</p> <p>(4) 取水設備の吐出口の断面積及び原動機の出力</p> <p>(5) 取水する量</p> <p>(6) 取水の目的</p> <p>(7) 取水の期間</p> <p>(8) 取水する地点の周辺地域における取水の状況</p> <p>(9) 森林水源地域の有する水源涵(かん)養機能の向上若しくは維持のための活動又はその支援の実績又は予定</p> <p>(10) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項</p> <p>3 前項の申請書には、取水設備の設置の場所を示す図面を添付しなければならない。</p> <p>4 知事は、第2項の規定により申請のあった取水について、取水する地点の周辺地域の生活環境等に著しい影響を与えることが明らかであるときは、第1項の許可をしてはならない。</p>
⑦	審査基準	<p>1 次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出していること。</p> <p>(1) 取水予定者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</p> <p>(2) 取水設備の設置の場所</p> <p>(3) 取水設備のストレーナーの位置</p> <p>(4) 取水設備の吐出口の断面積及び原動機の出力</p> <p>(5) 取水する量</p> <p>(6) 取水の目的</p> <p>(7) 取水の期間</p> <p>(8) 取水する地点の周辺地域における取水の状況</p> <p>(9) 森林水源地域の有する水源涵(かん)養機能の向上若しくは維持のための活動又はその支援の実績又は予定</p> <p>(10) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項(第10条第2項)</p> <p>2 申請書に取水設備の設置の場所を示す図面を添付していること。(第10条第3項)</p> <p>3 取水しようとする地点の周辺地域において、水位や水量の著しい低下等が発生するおそれがないこと。(第10条第4項)</p>
⑧	経由機関名	各広域振興局又は京都林務事務所
⑨	協議機関名	なし
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)―
	経由期間	―
	協議期間	―
	当該処分期間	―
⑫	問合せ	農林水産部 森の保全推進課 保全指導・保安林係(075-414-5021) 農林水産部 林業振興課 森林政策・流通係(075-414-5001)
⑬	備考	